

堺市監査委員公表第 44 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 21 日

堺市監査委員	小	堀	清	次
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

泉北ニューデザイン推進室

## 第3 監査の対象期間

令和4年度（令和4年4月1日～令和4年7月31日）

ただし、必要に応じて令和3年度以前を含む。

## 第4 監査の実施期間

令和4年8月1日～令和4年12月21日

## 第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

### 1 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

#### ア 公有財産貸付台帳の記載

茶山台近隣センター駐車場の貸付けにおいて、借受人の代表者変更に伴い、令和4年6月15日に公有財産借受人事由変更届出書を受領したが、変更内容が公有財産貸付台帳に記載されていなかった。

（事業推進担当）

#### イ 賃貸借契約の締結

晴美台近隣センターオープンスペースにおいて、乾電池の自動販売機設置のための賃貸借契約を締結しているが、契約書文言が飲料水の自動販売機の内容になっていた。

（事業推進担当）

ウ 行政財産目的外使用許可

令和4年9月20日に、公有財産の使用許可や貸付けを数多く行っている3か所を実地調査したところ、三原台近隣センターオープンスペースにおいて行政財産目的外使用許可を行っていない雨水貯水タンク及び駐車場看板が設置されていた。

(事業推進担当)

2 委託料について

委託料に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 負担金について

負担金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について関係書類を調査し、実地に確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。